

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
が休きは
日は

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成3年3月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第一号

◇教委規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しが「(課及び室並びにその内部組織の設置)」に改め、

同条第一項中「課を」を「課及び室を」に、「課の」を「その」に改め、

同項の表中 一 体育保健課 振興係、健康教育係、学校体育係、社会体育係、競技スポーツ係、国民体育大会準備室

二 体育保健課 振興係、健康教育係、学校体育係、社会体育係、競技スポーツ係、国民体育大会準備室

に改め
る。

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する
正する訓令(総務課)

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する
正する訓令(総務課)

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する
正する訓令(総務課)

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する
正する訓令(総務課)

教育委員会規則

課」を「他課等」に改め、同条中体育保健課の項第十一号を削り、同項の次に国民体育大会推進室の項として次のように加える。

国民体育大会推進室

- 一 国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。
 - 二 国民体育大会冬季大会スキー競技会関連施設の整備に関すること。
 - 三 国民体育大会冬季大会スキー競技会の運営に関すること。
- 第五条第一項中「各課間の」を「各課及び国民体育大会推進室の間の」に改め、同条第二項中「課長を」を「課長及び国民体育大会推進室長を」に改める。

第六条第一項中「課、係及び室」を「課及び国民体育大会推進室並びに係及び室」に、「次の」を「その」に改め、各号を削り、同条第二項中「文化財主査を」の下に「、国民体育大会推進室に室長補佐又は主幹を」を加える。

第七条第一号中「課長」の下に「及び国民体育大会推進室長」を、「課務」の下に「又は室務」を加え、同条第三号中「たすけて」を「助けて」に改め、同条第六号中「課長補佐」を「課長補佐及び室長補佐」に、「課長をたすけて」を「課長又は国民体育大会推進室長を助けて」に、「課の」を「課又は室の」に、「課長に」を「課長又は国民体育大会推進室長に」に改め、同条第七号中「課の」を「課又は室の」に改め、同条第十二号中「室長をたすけて」を「総務室長を助けて」に、「その室」を「総務室」に改める。

第十条の見出し中「課員」を「課員等」に改め、同条中「課員」を「課及び国民体育大会推進室に属する職員」に、「課長」を「課長又は国

民体育大会推進室長」に改める。

第十六条中「各課及び」の下に「国民体育大会推進室並びに」を加える。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表の第一号中「課長・参事」を「課長・室長(国民体育大会推進室の室長に限る。)・参事」に、「課長補佐」を「課長補佐・室長補佐」に改め、同表の第二号中「室長」を「室長(第一号に掲げるものを除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 主 介

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県教育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「二万四千円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「

平成3年3月26日 火曜日

三万六千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 平成三年四月一日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「八千円」を「九千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

2 平成三年四月一日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年又

は年次に在学することとなつた者を含む。）に係る修学奨励金の額については、この規則による改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一六、〇〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月11十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
教育委員会事務部局職員の任免発令規程(昭和四十四年十二月鳥取県教
育委員会訓令第百四號)の一部を次のよつと改めた。

別表の第一の一~廿「○辞令書及び人事異動通知書(以下「辞令書等」と
いう。)の種類欄に記載する。」、「○辞令書等の給料欄に記載する。」
「○辞令書等の所属欄に記載する。」及る「○辞令書等の職欄に記載する。
を罷り、同表の第一の一~廿「○辞令書等のその他欄に記載する。」や罷り、
同表の第一の一~廿「○辞令書等の職欄に記載する。」や罷り、同表の第一
の十~廿「○辞令書等の所属欄に記載する。」や罷り、同表の第一の十二
中「○辞令書等のその他欄に記載する。」や罷り、同表の第一の十四及び
十五中「○辞令書等の種類欄に記載する。」や罷り、同表の第一の十六「○
辞令書等の職欄に記載する。」や罷り、「○辞令書等のその他欄に記載する。」や
を罷り、同表の第一の十七及び十八「○辞令書等のその他欄に記載する。」や

罷り、同表の第一の三十四から三十九までの規定中「○辞令書等のその他欄に記
載する。」を罷り、同表の第一の三十九から四十五までの規定中「○辞令書等の給
料欄に記載する。」を罷り、同表の第一の四十二「○辞令書等の職欄に記載
する。」を罷り、「○辞令書等の所属課所欄に記載する。」や罷り、同表の第
一の四十三「○辞令書等の職欄に記載する。」や罷り、同表の第一の一~廿
「○辞令書等の種類欄に記載する。」、「○辞令書等の給料欄に記載す
る。」、「○辞令書等の所属課所欄に記載する。」及る「○辞令書等の任
用期間その他の勤務条件欄に記載する。」や罷り、同表の第一の一~廿「○
辞令書等の任用期間その他の勤務条件欄に記載する。」や罷り、同表的第
一の二十一~二十七「○辞令書等の種類欄に記載する。」や罷り、同表的第
一の二十一「○辞令書等の給料欄に記載する。」や罷り、「三十時間以内」
内」や「…日以内」と「33時間以内」や「…時間以内」とある。

第1号様式(第2条関係)

辞令書

氏名		職員コード	
異動種目			
現職			
異動内容			

鶴川町議会のものとある。

第3号様式(第4条関係)

人事異動通知書

氏名		職員コード	
異動種目			
現職			
異動内容			

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県教育委員会 教育長

履歴書	給与簿	照合	
-----	-----	----	--

(注)用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

(注)用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

平成3年3月26日 火曜日

鳥取県公報

この訓令は、平成3年3月31日から施行する。

附 則

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成3年3月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

育大会推進室長

鳥取県教育委員会訓令第二号

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県
教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表中「課長補佐」の下に「、室長補佐」を加え、「、國
民体育大会準備室長」を削る。

別表第一事務局本庁の項を次のように改める。

			課 長 幹 事 務 室 長	主 係 長 幹 事 務 室 長	秘 書 企 画 室 長	課 長 補 佐	室 長 補 佐	課 長 補 佐	秘 書 企 画 室 長	課 長 幹 事 務 室 長	國 民 體 制 課 長 長 佐
--	--	--	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	------------------	------------------	------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------------

平成3年3月二十六日

附 則

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のよ

うに定める。

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のよ

うに定める。
鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年四月鳥取県教育委員
会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「本庁各課の長」の下に「（国民体育大会推進室長を含む。以

7 平成3年3月26日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第28号

下同じ。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成三年四月一日から施行する。